

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は號外發行）（休日の場合は繰下り）

（定価送料共一ヶ月）
（金七十五円）

茨城縣水戸市北三ノ九二一九番地
發行人 茨城縣

茨城縣水戸市南三ノ九二一〇七ノ二

印刷所 茨城縣印刷所

茨城縣報

第三千八百號

規則

茨城縣規則第四十五号

畜犬取締條例施行規則（昭和二十四年茨城縣規則第五十號）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年七月二十八日

茨城縣知事 友末洋治

第三条を次のように改正する。

第三条 届出された畜犬の所有者は、保健所の行う狂犬病予防注射を受けた畜犬に、第二號様式の予防注射済証を常時首輪に装着しなければならない。

第二號様式を次のように改める。

第二號様式

○	茨城縣	○
○	予防注射済証	○
○	(狂犬病)	○

告示

茨城縣告示第三百六十三号

左記の通り家畜伝染病が発生並びに轉帰した。

昭和二十五年七月二十八日

茨城縣知事 友末洋治

記

茨城縣告示第三百六十四号

家畜伝染病予防法第十六条の規定によつて左記地域の馬の出入及び病畜伝播のおそれある物品の運搬を停止する。

昭和二十五年七月二十八日

茨城縣知事 友末洋治

累計 馬の流行性腦炎

馬の流行性腦炎疑似

四頭

病名	畜頭数	決定月日	轉歸月日	發生地
馬の流行性腦炎	一	七月二十六日	七月二十七日	東茨城郡石崎村
同	同	同	隔離中	大場村
同	同	同	同	大和村
同	同	同	同	葛城郡筑波村
同	同	同	同	葛城郡筑波村

雜報

選挙管理委員会告示第六十三号

昭和二十五年六月四日に行われた参議院議員選挙に際し政治資金規正法第十三条の規定によつて、各政党、協会その他の団体の会計責任者から当委員会に報告された選挙に関する收支報告書の要旨を同法第二十条の規定により左の通り公表する。

昭和二十五年七月二十八日

茨城縣選挙管理委員会

委員長 越村安太郎

記 東茨城郡 石崎村、大場村
行方郡 大和村
筑波郡 葛城村

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
- 二、期間 自昭和二十五年五月四日以前
至昭和二十五年五月二十八日（参議院議員選挙）
- 三、報告書の要旨

政党、協会

その他の団体名

茨城縣労働組合連盟選挙対策委員会

茨城縣支部

茨城縣支部

茨城縣支部

茨城縣支部

茨城縣支部

寄附及び収入又は寄附の総額

一件千円以上の寄附

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

支出の総額

一件千円以上の支出

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

一件以上の五百円

報告書受理年月日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

昭和二十五年七月二十八日

茨城縣報

第三〇〇八號

昭和二十五年七月二十八日

金曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

茨城縣志

第三〇〇八號

昭和二十五年七月二十八日

金曜日

（明治三十五年三月十七日）
（第三種郵便物認可）

[illegible]

茨城縣報

第三〇〇八號

昭和二十五年七月二十八日

金曜日

(明治三十五年三月十七日
第三種郵便物認可)

三

同 西部地区委員会	一五、五〇〇・〇〇					一五、五〇〇・〇〇	六	一五、五〇〇・〇〇			同 五、三〇
同 多賀地区委員会	二一、五八四・八〇					二一、五八四・八〇	三	二一、五八四・八〇			同 五、三〇
同 東部地区委員会	九、四〇〇・〇〇					七、一〇〇・〇〇			四	六、〇〇〇・〇〇	同 五、三〇
同 南部地区委員会	一三、九〇〇・〇〇	三	六、四九〇・〇〇	三	六、一〇〇・〇〇	九、〇〇〇・〇〇	二	九、〇〇〇・〇〇			同 五、三〇
同 西茨城地区委員											同 六、九
同 東茨城地区委員	三、五〇〇・〇〇					三、四五〇・〇〇					同 六、三
同 北部地区委員会											同 七、四
同 茨城縣支部											同 七、四
同 猿島支部											同 七、三
同 多賀郡支部	七、五〇〇・〇〇			三	七、〇〇〇・〇〇	三、五〇四・〇〇					同 六、二六
同 土浦支部											同 七、二四
同 新治西部支部											同 六、一四
同 西茨城支部											同 六、三
同 日立支部											同 七、一〇
同 結城南支部	三、八〇〇・〇〇	一			三、八〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	一	三、〇〇〇・〇〇	一	八、〇〇〇・〇〇	同 六、二

同 龍ヶ崎地方支部	同 日本電氣産業労働組合茨城支部	同 石岡分会	同 鹿島分会	同 高萩分会	同 日立分会	同 日本農民組合茨城県連合会	民 主 党 茨 城 支 部	山 崎 会	立 憲 養 正 会 茨 城 支 部	労働者農民党 茨城地方本部
200.00									1100.00	
									1	
									11400.00	
200.00									11100.00	
									1	
									11000.00	
同 六三	同 六三〇	同 五三〇	同 五三	同 六八	同 七八	同 六三	同 六三	同 五、三九	同 六一四	同 六六

四、主要なる寄附者及び支出

寄附者

政治協会の
その他の団体名
茨城県委員会

寄附額の
件数

寄附者の氏名
又は団体名

職業

住所又は主たる
事務所の所在地

2 同
稲北地区委員会

六、五、四、三、二、一

一件 一件
零 加

藤 翠
寄 青一 郎

同

同 和 勇 君 音 夕 朗 四

3 同
猿島地区委員会

1,000E

一件古

河民報社

新聞社

司
猿島郡古河町

£ 000 £

一件

南部地区委员会

同

土
浦
市

[illegible]

支出の総額	件数	支出の目的
10,000円	一件	寄附(候補者)
5,000円	一件	同(同)
10,000円	一件	自動車賃
4,000円	一件	上納寄附
1,100円	一件	交通費
2,000円	一件	車輛諸用代
10,000円	四件	上納寄附
1,500円	二件	紙代
15,500円	六件	上納寄附
六、五四四〇銭	一件	上納基金
4,000円	一件	トラック借用代
1,000円	一件	アンプ借用代
六,000円	四件	上納基金
九,000円	二件	同
三,000円	一件	自動車借用代
八〇〇円	一件	拡聲機借用代
三,000円	一件	人件費

選舉管理委員會告示第六十四號

昭和二十五年六月四日に行われた参議院議員選挙に際し政治資金規正法第十三条の規定によつて各政党、協会その他の団体の会計責任者から当委員会に報告された選挙に関する收支報告書の要旨を同法第二十条の規定により左の通り公表する。

昭和二十五年七月二十八日

茨城県選挙管理委員会

政黨、協會その他の団体の收支に関する報告書要旨
委員長 越村安太郎

一、種類 政治資金規正法第十三条の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年五月二十九日
至昭和二十五年六月四日以後（参議院議員選挙）

三、報告書の要旨

政党、協会	寄附及び収入	一件千円以上の寄附	以上	報告書
その他の団体名	又は寄附の総額	総額	総額	受理年月日
茨城県労働組合連盟選挙対策委員会	円	円	円	昭和三五、二〇

茨城縣報

第三〇〇八號

昭和二十五年七月二十八日

金曜日

(明治三十五年三月十七日
第三種郵便物認可)

六

[illegible]

[illegible]

4 同 東部地区委員会	1,000円	一件	熊倉清司	歯科医	同
	1,000円	一件	小倉利三郎	酒商店	同
	1,000円	一件	大塚英三郎	時計商	同
	500円	一件	山中藤三郎	農業者	同
	1,000円	一件	大塚武司	医師	同
	500円	一件	大木秀二	洋服商	同
	1,000円	一件	水野新之助	農業	同
	1,000円	一件	山口茂	行方部要村	同
	500円	一件	濱田耕太郎	同	立花村
	700円	一件	前島操	同	鹿島郡豊津村
	500円	一件	荒井昭七	同	新治郡石岡町
	1,000円	一件	根本正雄	同	志筑村
	1,000円	一件	石橋武雄	同	石岡町

(二) 支出	支出の総額	件数	支出の目的
政党、協会その他の団体名			
1 日本共産党茨城県委員会	2,500円	二件	自動車代
2 同 猿島地区委員会	1,500円	一件	タイヤ代
	1,000円	一件	返済金
	3,400円	二件	拡聲機代
3 同 西部地区委員会	1,000円	一件	寄附金
4 同 多賀地区委員会	4,800円	一件	上納基金
	1,500円	一件	あンプ借用代
5 同 南部地区委員会	2,600円	一件	上納基金
6 立憲義正会茨城支部	4,300円	三件	人件費
	500円	一件	拡聲機代
	700円	一件	食費

選挙管理委員会告示第六十五号
政治資金規正法第十七条の規定により政党、協会その他の団体の会計責任者から、当委員会に報告された收支報告書の要旨を同法第二十条の規定により左の通り公表する。

昭和二十五年七月二十八日

茨城県選挙管理委員会

委員長 越村安太郎

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
一、種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
二、報告書の要旨

政党、協会 その他の 団体名	期 間	寄附及 収入 又は寄 附の 総額 件数	寄附 一件 以上 の 総額 件数	支出 の 総額 件数	一件 以上 の 支出 の 総額 件数	報告 書 受理 年月日
茨城県労働組合連盟選挙対策委員会	自五月十七日 至六月六日	円	円	円	円	昭和 二七、六
全専売労働組合	自五月十五日 至六月十八日	円	円	円	円	同六、四
合水戸支部						

三、主要な寄附者及び支出
該当なし

◎茨城縣報の有償配付について

茨城縣報は購読御希望の向に對し有償配付いたしております。縣條例、規則、訓令、告示及び縣公安委員会、選挙管理委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示など周知に御便宜のことと存じます。御希望でしたら至急お申込によつて発行の都度お送りすると共に縣から納入告知書を差上げますからそれによつて購読料のお払込みを願います。
なお印刷部数に制限がありますが幾分残本がございますから廻つてのお申込みにも応じます。

(総務課文書係)